

第25回釧路地方裁判所地方裁判所委員会  
第24回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会  
合同開催議事概要

議題 「裁判所の防災対策について」

1 開催日時

平成25年3月6日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

釧路地方，家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者等(50音順・敬称略)

(1) 地方裁判所委員会委員

赤堀彰治，伊藤一哉，片桐典行，河本晶子(委員長代理)，佐藤孝子，佐藤泰正，永井哲男，花田善廣，山下輝年(兼務)

(2) 家庭裁判所委員会委員

大津久幸，小野恭子，多田摩由美，田中千鶴子，土井英昭，松田洋一，間宮政喜，丸山哲巳(委員長代理)，山下輝年(兼務)

(3) 裁判所(説明者)

富所猛男(地裁事務局長)，菅原 誠(民事首席書記官)，久保松男(刑事首席書記官)，末神克之(家裁事務局長)，前村唯之(家裁首席書記官)

(4) 庶務

宮木隆壽，小島 巧，山口 毅

4 議事概要

(1) 新委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員を委嘱された河本晶子委員，新たに家庭裁判所委員会委員を委嘱された小野恭子委員，田中千鶴子委員，土井英昭委員及び松田洋一委員が委員会庶務から紹介され，それぞれ挨拶をした。

( 2 ) 議事の進行について

林圭介委員長（地家裁兼務）が転出したため，同委員長から委員長代理の指名を受けている河本晶子地方裁判所委員会委員長代理が，丸山哲巳家庭裁判所委員会委員長代理の了解を得て議事の進行をすることとなった。

( 3 ) 釧路地方，家庭裁判所における防災に対する取り組みについて

富所地裁事務局長が次の各事項について説明をした。

ア 事件関係者及び来庁者並びに職員の安全の確保について

イ 管内支部等との連絡態勢の構築について

ウ 国民の生命身体や財産を守るという裁判所に課せられた使命の実践について

エ 地域の中での裁判所の在り方について

( 4 ) 釧路地方，家庭裁判所における災害備蓄品について

展示会場において，災害備蓄品の見学を行った。

( 5 ) 意見交換

次の各事項について，意見交換をした（発言の要旨は別紙のとおり）。

ア 裁判所の取り組みに対する印象，御意見

イ 地域や他機関との連携で留意すべき事項

( 6 ) 平成 2 4 年度の釧路地方，家庭裁判所の事件状況について

ア 菅原民事首席書記官が，民事第一審通常訴訟事件，不動産執行事件及び破産事件の各事件数について説明をした。

イ 久保刑事首席書記官が，地裁の刑事事件（公判請求事件及び裁判員裁判事件）及び簡裁の刑事事件（公判請求事件及び略式命令事件）の各事件数について説明をした。

ウ 前村家裁首席書記官が，家事事件及び少年事件の各事件数並びに家庭裁判所を取り巻く法律改正（民法の一部改正，家事事件手続法の制定）などの情勢について説明をした。

以上の説明を踏まえて、各事件状況について意見交換をした（発言の要旨は別紙のとおり）。

（ 7 ） 次回開催日時及び議題

ア 地方裁判所委員会

平成 2 5 年 7 月 2 日（火）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで

議題 釧路地方裁判所管内における事件処理について

イ 家庭裁判所委員会

平成 2 5 年 7 月 3 日（水）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで

議題 成年後見制度の運用状況について

(別紙)

## 意見交換における発言の要旨

### 1 裁判所における取り組みに対する印象，意見について

委員： 準備されているマニュアル等については，緻密な印象を受けた。裁判所において，避難住民の受入可能人数はどのくらいなのか。

説明者： 25名くらいが限度である。

委員： 裁判所は高台にあり，新たに発表された津波の想定では，この地域にも10メートルを超える津波が到達することが想定されている。坂の下に居住している住民は，高台に徒歩で避難する方が多く，想定を超えた人数が一時的に安全な場所として裁判所に避難すると思われるので，もう少し多い人数が受け入れられるようになると良い。

また，裁判所から半径500メートルの範囲内に幹部職員が居住し，地震の発生から直ちに裁判所へ駆けつけるのは良いことだが，津波の到達まで時間に余裕がないので，居住地域から一度坂下へ降りて，裁判所へ向かうのは，津波にさらわれるリスクもある。私の会社の職員も，会社の周辺に居住することになっており，先日の地震の時も5分から10分で駆けつけた。そういった日頃の準備が裁判所においても必要ではないか。

委員： 全職員が「災害発生時ポケットマニュアル」を携帯しているとのことだが，我が社でも同じことをしていた。しかし，災害時には，電話は不通となり，通話がしやすくなるのは，災害発生から1日経過した頃である。電子メールによる安否確認も良いと思うが，我が社は，地震を感知すると，コンピュータが自動的に起動し，社員に対し，電子メールを一斉配信して，社員の安否確認をするシステムを導入している。平成25年2月2日に発生した地震の時も同システムが作動した。同シス

テムに登録をすることができるのは、自宅のパソコン、会社のパソコン及び携帯電話の電子メールアドレスである。裁判所の職員が120名もいるのなら、そういったことも考えた方が職員や家族の安否確認ができるのではないか。

委員： 検察庁は、セコムの緊急連絡システムと連携している。地震発生後、職員の携帯電話に電子メールが配信され、同メールに返信することにより、職員の安否確認をするものであるが、携帯電話の機種の変更等をされると、電子メールの受信を拒否されることもあるので、半年に1回、定期的に電子メール配信による訓練をしている。衛生用品の備蓄は、非常に役立つものであるから、検察庁においても、今後の参考にしたい。

委員： 災害時は、有線の電話は使いづらくなる。携帯電話も通話は難しい。電子メールの場合は、時間がかかるが、確実な方法だと思う。

委員： 災害備蓄品について、マスクはあった方が良い。紙オムツを備えるのであれば、割り箸やスプーン、フォークも必要であるし、タオルに関しては、バスタオルやフェイスタオルもかなりの数が必要になる。

避難住民の受入れについては、住民に対し、周知はされているのだろうか。私の職場では、食料品の備えは自己責任で、各自3日間分をロッカーや車の中に常時準備しておくことになっている。そうすることによって、避難住民の受入可能人数も増えるのではないか。

## 2 地域や他機関との連携で留意すべき事項について

委員： 民生委員として、いわゆる要支援の方々に対し、津波が到達する30分以内にどのように誘導し、どこまで避難させるかについて、さまざまな取組をしているところである。そこで、裁判所における釧路市や釧路総合振興局（道）との連携について教えていただきたい。

説明者： 東日本大震災後、釧路市から、当裁判所は高台にあり、免震構造であることから、釧路市の一時的な避難場所として考えることが可能かとい

う依頼があったが、その後想定される津波の高さが変わったので、釧路市の依頼自体がペンディングになっている。釧路総合振興局からは、万が一、同振興局の執務が不可能な場合、一時的に裁判所の事務室の一部を貸してほしい旨の依頼があったが、被害の想定が難しいので、現段階では、同振興局の代替場所として裁判所の事務室を使用することは確約できない旨回答している。

委員： 裁判開廷中に災害が発生した場合、例えば、刑事裁判の被告人と避難住民が一緒になる場合があるのか。

説明者： 被告人を収容する場所と避難住民を受け入れる場所は、分離された場所にあるので、クロスすることはない。

司会者： 裁判所として、地域のためにできることはしなければいけないと考えているが、住民サービスのためにできることは限られているので、地域の連携の点でどのようにしたらよいか。御意見のある方はお願いしたい。

委員： 裁判所は高台にあるので、避難場所としては最適であるが、そこまでたどり着く方法をどのようにするのが問題である。

委員： 裁判所の立地条件や建物の構造からすると、地域住民の裁判所に対する信頼は高いと考えている中で、避難住民の受入人数が少ないのではないだろうか。災害備蓄品も必要なものの範囲をどこまで広げるべきなのか、地域住民に対する裁判所のスタンスを伺いたい。

説明者： 100名くらいであれば、受入可能である。受入可能人数の増加に伴う毛布の調達なども考えているが、予算の限度もあるし、過剰な整備であるという批判にもなりかねない。受入可能人数の設定は、拡大する方向で考えているが、現段階は確定できない。

委員： 想定以上の避難住民が来庁したときに、どのように対応するのか協議したことはあるのか。

説明者： 裁判所のスペースを考慮しなければならないので、そこまでの検討は

していない。

委員： 非常時に関することは，おおまかに決めておけば良い。ある程度現場に任せれば，自然に対処できるものである。

委員： 非常時における心構えだけはしっかりとしていただきたいと裁判所の職員にお願いしたい。

委員： 避難に要する時間など，地域の住民にアンケートを実施したら良い。マニュアルを作成するよりも，住民の生命身体を守る方が大事である。住民の視線に立って考えた方が良い。防災計画に基づいて市と連携すべきである。

委員： 釧路市や釧路総合振興局と心を開いて，市民を大事にしてほしい。

委員： 事件に関するデータもマニュアルに従い，きちんと保全されていることが分かり安心した。

委員： 事件に関する情報が漏えいしないよう，本来の業務も重視していただきたい。

委員： 裁判所の立地条件や建物の構造からすると，非常時においては，地域住民の避難場所の対象となるので，基本姿勢としては，もっと多数の住民が裁判所に避難してくるという覚悟で臨んでいただきたい。マニュアルを超えた臨機応変な対応が重要である。

### 3 釧路地方，家庭裁判所の事件状況について

委員： 釧路管内において少年事件の事件数が減少しているとのことだが，少年事件の総数は減少しているけれども，凶悪事件の割合は増えているという話も聞いたことがある。この点について，釧路管内においてはどうか。

説明者： 釧路管内においては，そういった傾向が見られない。窃盗罪や占有離脱物横領罪がほとんどである。

委員： 保護命令の申立ての際に，弁護士に依頼しないで自分で申立てをした

場合は、保護命令がなかなか発令されないという話を聞いた。もう少し発令されやすくなったら良いという希望がある。

説明者： 個別の事件について説明することはないが、意見については参考にさせていただきたい。

委員： 高齢者虐待の事案について、教えていただきたい。

説明者： 高齢者虐待の事案は、事件の対象としては難しい。家事調停では、親子間や親族間における紛争の一つの問題としてあるのではないか。

委員： 地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待の通報があり、職員が駆けつけた事案は、子から親への身体的暴力が多い。親の方からは、被害の届出を提出しづらい傾向にある。

委員： 親権喪失や親権停止の各申立ての件数について教えていただきたい。

説明者： 親権喪失の事件は、過去3年間、釧路管内の家庭裁判所に申立てがない状況にある。親権停止の事件は、平成24年4月から始まった制度であるが、釧路家庭裁判所本庁には、まだ申立てがない。同帯広支部には申立てがあったが、取下げで終局している。

以上